【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成25年6月27日

【会社名】 豊商事株式会社

【英訳名】 YUTAKA SHOJI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 石 黒 文 博

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目16番12号

【電話番号】 (03)3667 - 5211(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部部長 渡 辺 敏 成

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目16番12号

【電話番号】 (03)3667 - 5211(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部部長 渡 辺 敏 成

【縦覧に供する場所】 豊商事株式会社 さいたま支店

(さいたま市大宮区桜木町一丁目9番4号)

豊商事株式会社 横浜支店

(横浜市西区北幸二丁目10番36号)

豊商事株式会社 名古屋支店

(名古屋市中村区名駅南一丁目20番14号)

豊商事株式会社 大阪支店

(大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号)

豐商事株式会社 福岡支店

(福岡市博多区博多駅南一丁目8番36号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

当社は、平成25年6月27日の当社第57期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 平成25年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円00銭

総額41,551,695円

効力発生日

平成25年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、多々良實夫、石黒文博、安成政文、浦栃健、多々良孝之、濵口秀晃、日下伸一、多々良義成及び工藤英人の9氏を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、篠塚幸治、新欣樹の両氏を選任する。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時総会終結の時をもって取締役を退任される篠塚幸治氏及び本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任される日和顯氏に対し、それぞれの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

なお、具体的な金額・贈呈の時期および方法などは、退任取締役については取締役会に、 退任監査役については監査役の協議にそれぞれ一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項		賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)	
第1号議案 剰余金の処分の件		5,938	9		(注) 1	可決	(99.85)
第2号議案 取締役9名選任の件					(注)3		
	多々良 實 夫	5,888	59			可決	(99.01)
	石黒文博	5,888	59			可決	(99.01)
	安成政文	5,880	67			可決	(98.87)
	浦 栃 健	5,888	59			可決	(99.01)
	多々良 孝 之	5,888	59			可決	(99.01)
	濵 口 秀 晃	5,888	59			可決	(99.01)
	日下伸一	5,876	71			可決	(98.81)
	多々良 義 成	5,886	61			可決	(98.97)
	工藤英人	5,876	71			可決	(98.81)
第3号議案 監査役2名選任の件					(注)3		
	篠 塚 幸 治	5,942	5			可決	(99.92)
	新 欣樹	5,939	8			可決	(99.87)
第4号議案 退任取締役及び退任監 査役に対する退職慰労 金贈呈の件		5,930	17		(注) 1	可決	(99.71)

- (注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使による議決権数及び本総会当日に出席した株主のうち議案に対する意思表示の確認ができた一部の株主の議決権数を加算したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない株主に係る議決権数は加算しておりません。